





令和5年6月12日留 萌 開 発 建 設 部

留萌川河川敷地の刈草を無償提供します

~河川敷地の刈草の有効利用のために~

留萌開発建設部留萌開発事務所は、河川敷地除草作業で発生する刈草について、下記の とおり公募により利用される方を募り、無償提供を行います。

留萌開発事務所では、河川敷地の除草により発生する刈草について、資源の有効活用や処分費用の縮減などを目的として、地域内での利用促進に取り組んでいます。 このため、刈草を利活用される方を募集します。

1. 募集期間:令和5年6月12日(月)~8月4日(金)

2. 引渡時期:令和5年6月中旬~8月上旬

3. 刈草場所:留萌川河川敷地(別紙「箇所図」を参照ください。)

4. 応募方法:別紙「応募様式」に必要事項を記載し、郵送又はFAX等により送付してください。なお、電子メールによる送付を希望する方は、留萌開発事務所まで御連絡ください。

(送付先) 留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課

〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地

TEL番号 0164-42-3132

FAX番号 0164-43-8574

5. その他:提供先は、原則留萌市内とします。

応募多数のときは、提供数量を超えた段階で応募を締め切らせていただく場合があります。なお、応募結果については、提供を決定した方に個別に連絡を行い、その際に刈草の引渡時期等を調整させていただきます。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

留萌開発事務所 河川課長 沼田 英治 (電話 0164-42-3132)

技術管理課 課 長 山口 洋士 (電話 0164-42-2312)

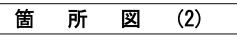
課長補佐 髙 浩行

留萌開発建設部ホームページ https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/

公式ツイッターTwitterアカウント @mlit_hkd_rm

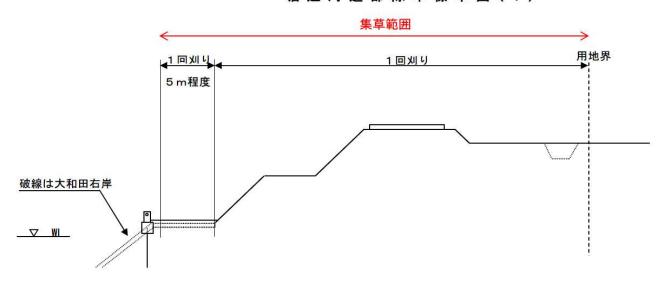


箇 所 义 (1) 市街地下流右岸 春日町 刈草箇所 想定数量 180m³ 黄金岬 川北右岸(SP4.665~SP4.907を除く) 留萌橋 市街地下流左岸 留萌IC 留萌市 川北右岸(SP4.665~SP4.907) 市街地上流右岸 市街左岸 Ħ 大和田右岸 南町 ユードロ橋 浜中町 大和田 市街地上流左岸 留萌大和田IC A 251 出典:国土地理院 大和田左岸(SP6.961~SP7.678)



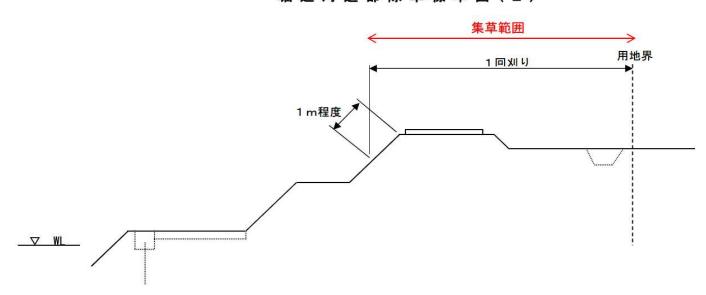


堀込河道部除草標準図(1)



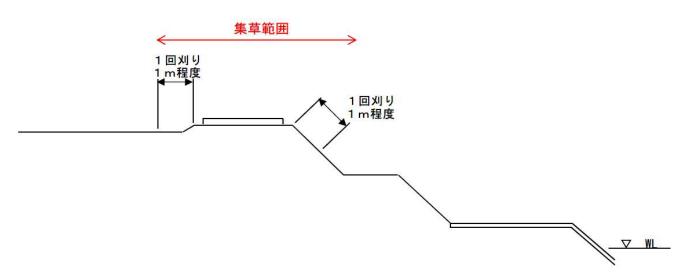
該当箇所: 市街地下流右岸、川北右岸(SP4,665~SP4,907は除く)、大和田右岸 市街地下流左岸、市街左岸、市街地上流左岸

堀込河道部除草標準図(2)



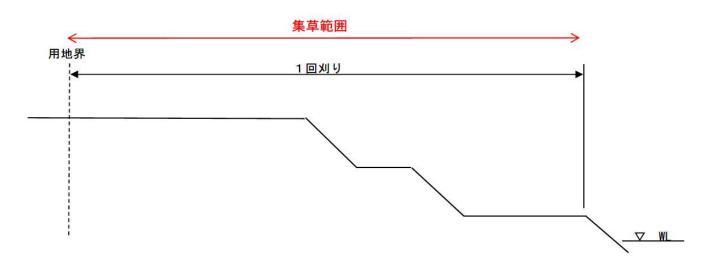
該当箇所:川北右岸(SP4,665~SP4,907)、市街地上流右岸

堀込河道部除草標準図(3)



該当箇所: 大和田左岸(SP6,961~SP7,678)

堀込河道部除草標準図(4)



該当箇所: 幌糠水辺の楽校、水辺の楽校自由広場

令和5年月日

留萌開発建設部

留萌開発事務所長 殿

応募者

氏名

河川敷地除草に伴う刈草の無償提供について、下記のとおり応募します。

記

- 1. 刈草の使用目的
- 2. 応募者の連絡先

住 所 :

電話番号 (携帯可) :

希望量:

【注意事項】

- ・通行及び作業上の事故やケガはご自身の責任となります。
- ・提供した刈草により農作物、家畜等に事故等が発生しても、河川管理者は責任を 負いません。
- ・転売や営利を目的の配布ではありません。自らが消費する量を搬出下さい。 また、持ち帰られた刈草を投棄することの無いようにしてください。